

【資料 2】

2021年7月27日 面談資料

加工施設 保安規定の変更について

(MSR-21-048)

2021年7月27日

三菱原子燃料株式会社

本書の記載事項のうち「」内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

- 1. 保安規定変更の概要**
- 2. 保安規定変更の主な内容**
- 3. その他、適正化**

1. 保安規定変更の概要

令和3年3月16日付け原規規発第2103161号にて認可を受けた三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の一部を変更する。

<保安規定変更の理由>

平成29年11月1日付け原規規発第1711011号にて許可された核燃料物質加工事業の変更を踏まえ、加工施設保安規定へ反映すべき事項について、加工施設の改造工事を要しない事項から段階的に反映を行ってきたが、新規制基準適合のために分割申請（1次から7次）していた設工認（1次から4次は設計及び工事の方法、5次から7次は設計及び工事の計画）が認可され、**施設、設備等の工事が完了することから、事業許可、設工認ともに未反映であった事項についてすべて保安規定に規定する。**

- (1) 平成29年11月1日付け原規規発第1711011号にて許可された核燃料物質 加工事業許可内容の反映。



◎反映すべき事項の抽出にあたっては、第76回保安規定変更認可申請時に申請書の参考資料として提出した「加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更について」（事業許可基準規則の条項ごとに反映すべき事項を整理した一覧表（次ページ及び参考資料①参照））において、未反映であった事項に対して反映を行った。

2. 保安規定変更の主な内容

【参考資料①参照】

【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

●第一条（定義）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
1-1	安全設計の目的は、公衆及び従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することにより、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。	2	-	第52条（被ばくの低減措置）に規定している。	済

●第二条（核燃料物質の臨界防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
2-1	形状寸法について適切な核的制限値を設けて管理する。それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせて管理する。	3	-	第35条（臨界安全管理）、別表第2に規定している。	済
2-2	形状寸法について核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	3	-	第35条（臨界安全管理）、別表第2に規定している。	済
2-3	固体状のウランを取り扱う設備・機器は、必要に応じて形状寸法と減速度を組み合わせて核的制限値を設定し、十分加熱することにより含水率を所定の値よりも低下させたウラン粉末等を使用する設計とする。	4	-	第35条（臨界安全管理）、別表第2に規定している。	済
2-4	容器からウランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	4	-	第35条（臨界安全管理）、別表第2に規定している。	済
2-5	最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	4	-	第35条（臨界安全管理）、別表第2に規定している。	済
2-6	通常時に予想される設備・機器の単一故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作により、ウランが流入するおそれのある設備・機器は、臨界に達しないようあらかじめ核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	4	-	第35条（臨界安全管理）、別表第2に規定している。	済
2-7	供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。	5	-	第30条（巡視）、第34条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）、60条の7（保全計画の策定）に規定している。	済

未反映であった赤字の部分
を今回反映

	対応状況		対応状況
体制等の整備に規定している	済		
体制等の整備に規定している	済		
体制等の整備に規定している	済		
体制等の整備	済	・大規模損壊発生時の整備に規定している	済
体制等の整備	済	・大規模損壊発生時の整備への対応に規定し	済
体制等の整備	済	・大規模損壊発生時の整備に規定している	済
体制等の整備	済	・大規模損壊発生時の整備に規定している	済
可搬消防ポンプについては、別表第20 防災資機材一覧に規定している。	済		
添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策及び別表第20 防災資機材一覧に規定する。	済		

9-6	・敷地内で想定される飛来物の発生を防止するため、敷地内のワークダウンにより防護対象施設に影響を与える飛来物となりうる鋼製材や車両について、それらが飛来物とならない影響範囲外へ置き場を設置するか、固縛する設計とする。	-	添5-34	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻(4) 標準書の整備①2)に規定する。	済
9-7	(竜巻) ・敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。	-	添5-35	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻(4) 標準書の整備に規定する。	済

22-5	措置を行う。 大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	248	-	可搬消防ポンプについては、別表第20 防災資機材一覧に規定している。 添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策及び別表第20 防災資機材一覧に規定する。	済
------	--	-----	---	--	---

(2) 新規制基準適合のための、加工施設に関する設工認の認可内容（1次から7次）の反映。



◎設工認1次から7次について、保安規定に係るソフト案件の抽出を行った。抽出した事項について、未だ反映されていない事項、反映の必要のない事項など、要否を確認・検討し、「要」と確認された事項について反映を行った。（次ページ及び参考資料②参照）

さらに、安全機能番号ごとに、設備名称の変更、最大貯蔵能力の変更等の確認を行い、関連する図及び別表の変更を行った。

2. 保安規定変更の主な内容

【参考資料②参照】

約400項目抽出

保安規定への反映項目抽出（7次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1046	大型粉末容器 員数72基 但し、 保安規定 に基づき使用数量を60基とする。	要	別表2に反映 注釈も追加	済
1170	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	-

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1170	第2種管理区域内での工事において設備・機器や、工事で発生した定（第75条の3）に従い、汚染がなした上で、所内の所定場所にて保管として廃棄又は有効利用する。			
310	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	-

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
2822	構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、水、積雪、火山の影響に関しては屋い運用とするため評価対象外とし規定）。			
321	工事を伴う廃液処理設備（5）は、I-2の検査で適を確認した後*、図I1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。			
321	工事を伴う廃液処理設備（6）は、I-2の検査で適を確認した後、図I1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。			
321	放射線管理棟及び除染室・分析室は、I-2の検査で適を確認した後、図I1-1及び図I1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。			
添1-21	今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.1火山（降灰）及び積雪に規定する。	済
添1-26	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを 保安規定 に記載する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1内部火災に記載する。	済
17	今回申請の加工棟 成型工場に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	-
230	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	-
233	保安秤量器（加工棟7）、（加工棟8）、（加工棟9）は、I-2の検査で適合を確認した後、図H1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	-

2. 保安規定変更の主な内容

安全機能番号ごとに
チェック（～923）

設備名称の変更、最大貯蔵能力
の変更等を確認

安全機能 一覧番号	安全機能一覧名称	設工認		仕様表No.	連 物	設 備	核燃料物質 の臨界防止 に質量、減 速度の記載 有	現行保安規定に 記載なし 1500kgU以下	H/U=0.5	熱的制限値 記載有	保安規定に 記載あり	質 量	
		名称	変更 区分										
[1]	蒸発器（脱着UF ₆ 配管、UF ₆ 配管系統、加熱水蒸気配管系統、ドレン水配管系統、窒素ガス配管系統を含む）	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造	表イ設-1 追表イ設-1(5次)		○	○				○	○	
		原料倉庫地下ピット	変更なし	表イ連-1	○						○		
[2]	UF ₆ シリンダ	UF ₆ シリンダ	改造	表へ設-1		○	○		○	○			
[3]	IL：シリンダ過加熱防止インターロック			表イ設-1 追表イ設-1(5次)		○							
[4]	IL：シリンダ圧力高インターロック			表イ設-1 追表イ設-1(5次)		○							
[5]	IL：UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロック	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造	表イ設-1 追表イ設-1(5次)		○							
[6]	IL：地震インターロック（蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ（小））			表イ設-1 追表イ設-1(5次)		○							

2. 保安規定変更の主な内容

(3) 抽出された主な反映すべき事項及び反映条文等①

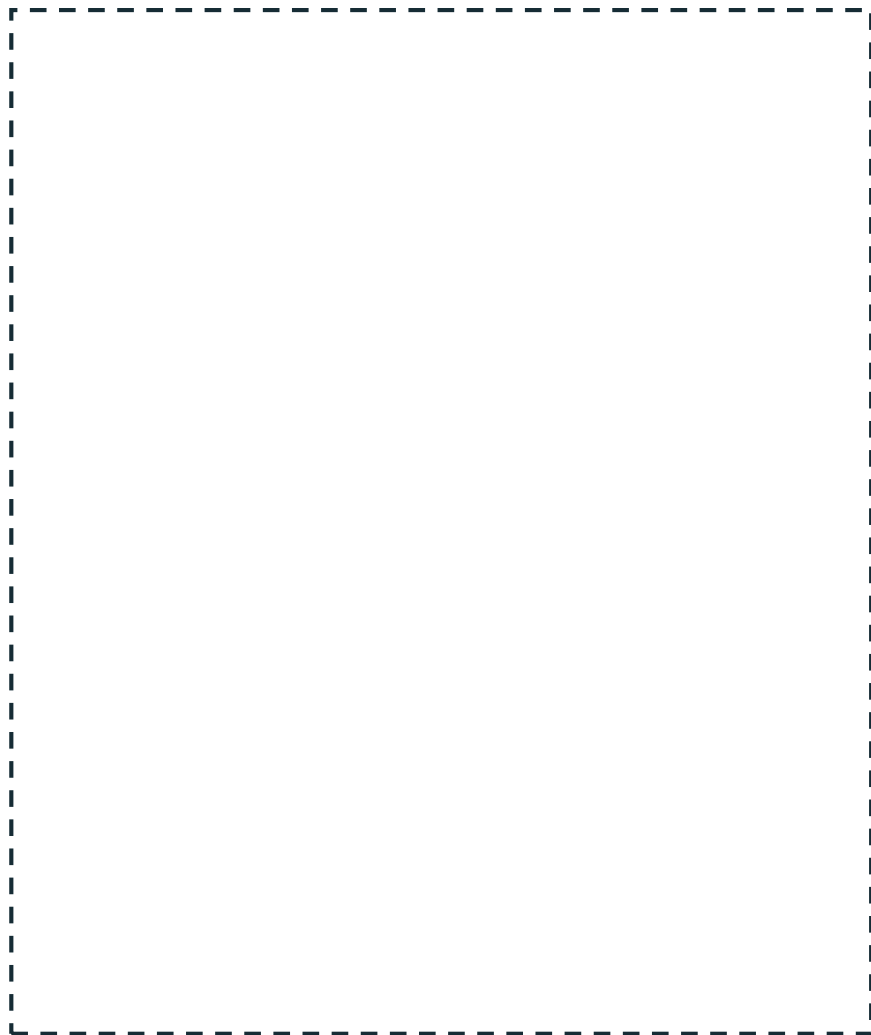
項目	反映事項	反映条文等
核燃料物質の臨界防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台車、リフタの運用 	第35条(3)号、第3図、別表第2
火災等による損傷防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃物の持込管理及び保管管理 ・ 消火活動に必要な消防服、防護マスク、投光機等の資機材の分散配置 ・ アクセスルートの確保 ・ 火災区域について ・ 同一火災区域内の設備、機器の停止 ・ 水消火前に給電停止 ・ オイルパン、遮熱板 	添付1 1.1 内部火災 添付2 1.3 資機材の配備
閉じ込め機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ フード等機器内部の負圧を9.8Pa以上で管理 	第36条第2項
外部からの衝撃による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻対策（核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止、構内搬送作業の停止、UF₆を正圧で取り扱う工程の停止等、鋼製材や車両の移動や固縛、敷地に隣接する事業者における車両の移動、分析室でのウラン管理） ・ 外部火災対策（水素ガス、LPガス、灯油の輸送車両の容量制限及び構内輸送経路の遵守） ・ 充填UF₆シリンダの構内運搬 ・ 屋外危険物の貯蔵量 	添付1 2.3 竜巻 添付1 1.2 外部火災 第58条第3項 添付1 1.2 外部火災
加工施設への人の不法な侵入等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空シリンダ置場における境界フェンスとの離隔管理 	第48条の2

2. 保安規定変更の主な内容


(3) 抽出された主な反映すべき事項及び反映条文等②

項目	反映事項	反映条文等
溢水による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画の設定 ・ 漏水検知警報による工業用水等の停止 ・ 地震による工業用水等の停止 ・ 着脱式堰の運用 ・ タンク等の液位、水量監視 	添付1 3.内部溢水
誤操作の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数運転員による試薬量、ウラン装荷量等確認 	第31条第3項
安全避難通路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全避難通路及び非常口を設ける 	第107条第4項
廃棄施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃液処理設備（5）、（6） ・ 手洗い水等系統への核物質混入防止 ・ 廃棄物の使用施設との併用 ・ 廃水貯留池（1）（2）の運用 	第76条第2項 第75条の2第7項、第6図
放射線管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除染用具を設ける ・ ハンドフットモニタの運用（加工棟） ・ NDCモニタリングポストの併用 	第82条第1項、別表第20 第47条第1項(2)(3)号 第54条第4項
非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7日間継続運転が可能な燃料を確保 	第82条第3項
重大事故等の拡大の防止等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備の緊急時対策室（代替防災ルーム） ・ 資機材の分散配置 ・ 可搬消防ポンプ、ウラン回収塵機、ウラン固着剤等を整備 ・ UF6漏えい時、一時退避場所、転換工場屋外での監視 ・ 複数同時火災発生時の耐火性能裕度小の優先消火 ・ 消火活動及び救助活動に必要なアクセスルート ・ 転換加工室立入制限区域と立入管理区域(*)次ページ参照 	第101条、第104条、第106条～ 109条、第111条～113条、第 117条、第119条 別表第20 添付1 1.1 内部火災 添付2 1.1、1.3、1.4

(*) 立入制限区域の変更と立入管理区域の新設



 立入制限区域


 立入管理区域


 建屋外壁


目張り箇所



一時退避場所(立入制限区域及び立入管理区域立入者の点呼等の初期対応場所)

○立入制限区域の変更

UF₆ガスを取扱う設備を原料倉庫内に集約したことにより、原料倉庫のみを立入制限区域に変更

○立入管理区域の新設

原料倉庫以外の元々立入制限区域としていたエリアを立入管理区域として新規に設定し、立入りを管理

○立入管理の方法

立入制限区域及び立入管理区域の両方で立入管理台帳又は入域管理システムにより管理

○立ち入る際の装備

立入制限区域：保護具を着用し、入域

立入管理区域：保護具を携行し、入域

○HF漏洩監視の強化

異常発生時の迅速かつ安全に処置を進めるにあたり、防護カバー外（原料倉庫）および転換加工室内にHF検知器、HFモニタを増強 ⇒ 事故時、一時退避場所、転換屋外でも監視可能



第13章「六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置」に反映

- ① 設計想定事象（等）について、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」及び「加工施設における保安規定審査基準」を元に適正化した。
- ② 上記①に伴い「第12章 自然災害等発生時の保全活動」を削除したことから、条番号の削除（第92条から第97条欠番）及び以降の章番号を繰り上げた。（次ページ参照）
- ③ その他、記載の適正化を行った。

3. その他、記載の適正化（章構成の変更）

変更前	変更後
第1章 総則	第1章 総則
第2章 保安品質マネジメントシステム	第2章 保安品質マネジメントシステム
第3章 保安管理体制	第3章 保安管理体制
第4章 教育・訓練	第4章 教育・訓練
第5章 加工施設の操作	第5章 加工施設の操作
第6章 放射線管理	第6章 放射線管理
第7章 施設管理	第7章 施設管理
第8章 核燃料物質の管理	第8章 核燃料物質の管理
第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理	第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理
第10章 非常時の措置	第10章 非常時の措置
第11章 火災防護活動	第11章 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置
第12章 自然災害等発生時の保全活動	削除
第13章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動	第12章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動
第14章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置	第13章 六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置
第15章 記録及び報告	第14章 記録及び報告

以上

MOVE THE WORLD FORWARD

**MITSUBISHI
HEAVY
INDUSTRIES
GROUP**

【加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認】

●第一条（定義）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
1-1	安全設計の目的は、公衆及び従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することにより、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。	2	-	第 52 条（被ばくの低減措置）に規定している。	済

●第二条（核燃料物質の臨界防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
2-1	形状寸法について適切な核的制限値を設けて管理する。それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせて管理する。	3	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	済
2-2	形状寸法について核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	3	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	済
2-3	固体状のウランを取り扱う設備・機器は、必要に応じて形状寸法と減速度を組み合わせて核的制限値を設定し、十分加熱することにより含水率を所定の値よりも低下させたウラン粉末等を使用する設計とする。	4	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	済
2-4	容器からウランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	4	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	済
2-5	最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	4	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	済
2-6	通常時に予想される設備・機器の単一故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作により、ウランが流入するおそれのある設備・機器は、臨界に達しないようにあらかじめ核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	4	-	第 35 条（臨界安全管理）、別表第 2 に規定している。	済
2-7	供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。	5	-	第 30 条（巡視）、第 34 条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）、60 条の 7（保全計画の策定）に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
2-8	取り扱うウランの形状寸法について核的制限値を設定する設備・機器は、十分な裕度を持った運転条件で管理し、インターロック機構により、確実に形状寸法を担保できる設計とする。	5	-	第 33 条（保安上特に管理を必要とする設備）（別表第 1-3）に規定している。	済
2-9	ウランの質量による核的制限値の管理については、二重装荷を想定しても未臨界となる質量とし、信頼性の高いインターロック、運転員と監視システムによる確認又は複数の運転員による確認措置を講じる。溶液系でバッチ処理を行う場合は、次工程の質量の核的制限値以下であることが確認されなければ、インターロック機構等により次工程に移動することができない設計とする。	5	-	第 35 条（臨界安全管理）及び第 64 条（定期事業者検査の実施）に規定している。	済
2-10	減速度について核的制限値を設定したウランを事業所内に受け入れる場合、受入前に材料証明書(ミルシート)により減速度を確認する。	5	-	第 70 条（核燃料物質の受入、払出）（別表第 12）に規定している。	済
2-11	固定することが困難な設備・機器の場合は、その周囲に単一ユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか、移動範囲を制限し、管理する設計とする。	7	-	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	済
2-12	質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動するウランについて移動先の単一ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。なお、溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員二人により投入量を確認し、インターロック機構により質量の核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。	7	-	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	済
2-13	分光分析室の不純物分析設備及び同位体分析設備並びに分析室の不純物分析設備及び物性測定設備については、エリアを定めて、当該エリア内のウランの質量を 14.8kgU 以下とする。	181	-	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	済
2-14	領域ごとに各施設の複数ユニットの臨界安全設計について述べる。なお、単一ユニットの核的制限値に加え、容器の収納量、ウランの減速度等の制約が必要な場合、複数ユニットの核的制限値として管理する。	-	添 5-13	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	済

●第三条（遮蔽等）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応結果
3-1	遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生濃縮ウランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間を管理し、保管廃棄する放射性廃棄物の外表面線量率を管理する措置を講じる等設計とする。	10	-	第 72 条（核燃料物質の貯蔵）及び第 75 条の 2（放射性固体廃棄物）に規定している。	済
3-2	加工施設内の線量について、1.3mSv/3 月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。	10	-	第 42 条（管理区域）及び第 46 条（管理区域への出入管理）に規定している。	済
3-3	管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。さらに、ウラン受入れ時に材料証明書により核種含有量を受入仕様値以下に管理する。	11	-	第 54 条（線量当量等の測定）及び第 70 条（核燃料物質の受入、払出し）に規定している。	済

●第四条（閉じ込めの機能）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
4-1	粉末状のウランが室内空气中に漏えいした場合に、その漏えいを検知するため、第 1 種管理区域内の空气中的ウランをエアスニファにより捕集し、放射能濃度を測定・監視する設計とするとともに、定期的に運転員が巡視点検することでその漏えいを早期に検知する設計とする。	13	-	第 54 条（線量当量等の測定）及び第 30 条（巡視）に規定している。	済
4-2	ウラン粉末等の運搬は、飛散又は漏えいがない所定の容器に収納して行うことを管理する設計とする。	14	-	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	済
4-3	作業環境中の空气中的ウラン濃度に異常が発生した場合は、再循環給気を中止し、手動により Fansルー方式に切り換えることを管理する設計とする。	15	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済
4-4	加工施設は、ウランを密封して取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（第 2 種管理区域）と非密封のウランを取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第 1 種管理区域）とに区分して管理する。	234	添 6-3	第 43 条（管理区域の区域区分）に規定している。	済
4-5	管理区域における外部放射線に係る線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し管理する。	234	添 6-3	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
4-6	第1種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。	234	添 6-3	第36条（漏えい管理）に規定している。	済
4-7	粉末状のウランを収納する粉末貯蔵容器等からの飛散又はウラン溶液を収納する貯槽等からの漏えいがないように管理する。	234	添 6-3	第36条（漏えい管理）に規定している。	済
4-8	汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）とに区分する。各建物の管理区域の区分を（添五）-第0-1 図～（添五）-第0-6 図に示す。	-	添 5-2	第43条（管理区域の区域区分）に規定している。	済
4-9	第1種管理区域の設備・機器のうち、粉末状のウランを取り扱う混合機、プレス、研削装置等に設けるフード等は、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。	-	添 6-3	第34条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）及び第64条（定期事業者検査の実施）に規定している。	済

●第五条（火災等による損傷防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
5-1	取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。	16	-	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備から削除する。	済
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備①1)に、火災防護計画を策定する中で記載する。 これによって、火災区域は下部規定にて明示する。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
5-2	UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF ₆ を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。	16	-	UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器を転換工場原料倉庫へ集約することを保安規定第3図(1)転換工場,第2核燃料倉庫,除染室・分析室 台車及び電動リフト使用エリア図に示す。 また、火災源について、は添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備②9)に記載する。	済
5-3	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光器等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。	17	-	別表第20 防災資機材一覧に規定している。	済
5-4	火災の延焼を防止するために、火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。	17	-	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備から削除する。	済
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備①1)に、火災防護計画を策定する中で記載する。 これによって、火災区域は下部規定(火災防護計画)にて明示する。	済
5-5	火災の延焼を防止するために、可燃物の持込管理及び保管管理(量、熱源からの離隔距離、収納方法)を行う設計とする。	17	-	可燃物の持込管理及び保管管理については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備②9)に規定する。	済
5-6	火災発生時には、設備・機器を安全な状態に維持するために、運転員により同一火災区域内の設備・機器を停止する設計とする。	17	-	設備・機器の停止については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備②に規定している。	済
				同一火災区域内の設備・機器の停止については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備②4)に規定している。	済
5-7	火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。	-	添 5-48	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備から削除する。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備①に、火災防護計画を策定する中で記載。 これによって、火災区域は下部規定(火災防護計画)にて明示する。	済
5-8	火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。	-	添付5-48	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備から削除する。	済
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備①に、火災防護計画を策定する中で記載。 これによって、火災区域の定義について(延焼の可能性がある区域火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域)は下部規定(火災防護計画)にて明示する。	済
5-9	①工場棟の成型工場(第1種管理区域)と組立工場(第2種管理区域)は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。 ②工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。 ③工場棟の転換工場の転換加工室と転換加工室の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。 ④工場棟の成型工場(ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室)とその上階に位置する成型工場(フィルタ室)は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。	-	添付5-48, 49	廃棄物管理棟限定の火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備から削除する。	済
				全ての火災区域については、添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定する。 これによって、火災区域の詳細は下部規定(火災防護計画)にて明示する。	済
5-10	火災発生時には、その影響を受けるおそれのある設備機器を、作業者により速やかに停止することとする。	-	添付5-49	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
5-11	管理区域内への可燃物の持ち込みについては、必要な数量を超えて持ち込まないように管理する。	-	添付 5-49	可燃物の必要な数量を超えて持ち込まない持込管理については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書に規定する。	済
5-12	管理区域内で可燃物を保管する場合は、金属製容器に収容するとともに、収容できない場合には、周囲から発火源の除去又は隔離を行う。	-	添付 5-49	可燃物の金属製容器に収容する保管管理については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書に規定する。	済
5-13	焼却炉は火災を防止するために排気温度を管理する設計とする。	-	添付 5-50	第 64 条 (定期事業者検査の実施) に規定している。	済
5-14	消火を確実にを行うため、初期消火により消火できなかった場合には、防災組織の対策本部長の指示の下、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプを用いて水消火を行う。	-	添付 5-51	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	済
5-15	消火活動を行う防災班及び発災部門班を編成し、定期的に訓練を実施する。また、消火活動に必要な消防服、防護マスク、投光機等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。	-	添付 5-51	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (1) 要員の配置、(2) 教育訓練の実施、(3) 資機材の配備及び(4) 標準書の整備に規定している。	済
				資機材の分散配置については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備 1.3 資機材の配備に規定する。 全てのアクセスルートについては、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	済
5-16	火災の延焼を防止するために、可燃物の持込管理及び保管管理 (量、熱源からの離隔距離、収納方法) を行う設計とする。	-	添付 5-51	可燃物の持込管理及び保管管理については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書に規定する。	済
5-17	火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	-	添付 5-52	第 89 条 (火災防護活動に係る計画及び実施) 及び添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	済
5-18	ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、爆発混合気を形成しないように、水素ガスを供給する前に窒素ガスによる内部残留空気を掃気することを管理する設計とする。	-	添付 5-55	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
5-19	火災を発見した作業者は、周辺の作業者に火災が発生したことを大声で連絡すると共に、現場の作業者は協力して、119番通報、社内緊急連絡、及び初期消火を実施する。	-	添付 5-336	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	済
5-20	なお、緊急連絡を受けた者又は指示を受けた者は、構内一斉放送及びエマージェンシーコール(防災組織員が常時携帯する携帯電話に一斉に連絡する機能)により、防災組織員の一斉招集を行う。	-	添付 5-336	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	済
5-21	警備員2名のうち1名は常時、警備所に滞在し、警報が発報したことを確認できる状況にある。警備員が警備所内のカメラで火災現場の状況を確認した後、又は、もう1名の警備員が火災現場の状況を現地で確認した後、119番通報、宿直当番者への連絡、及びエマージェンシーコールによる防災組織員の一斉招集を行う。防災組織員には、事業所から約3km圏内に在住するものを優先して任命し、初期消火活動を行う要員として、宿直当番者1名及び警備員1名を含めて合計7名程度を確保できる体制とする。	-	添付 5-336	第91条(初期消火活動のための体制の整備)及び添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	済
5-22	前記(1)及び(2)の初期消火で消火できなかった場合は、一斉招集により出動する防災組織の体制で消火活動にあたる。防災組織の現場活動隊は、火災の状況、設備の損傷状況等を防災組織の対策本部へ報告し、対策本部長が状況を把握し、現場活動隊へ指示を行う。指示を受けた現場活動隊は、屋外消火栓や可搬式消防ポンプを用いて消火活動を実施する。	-	添付 5-336,337	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	済
5-23	消火活動に必要な資機材は、資機材倉庫等の指定された場所で保管管理する。	-	添付 5-337	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(3) 資機材の配備に規定している。 資機材の配置については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備 1.3 資機材の配備に規定する。 これによって、資機材の配置の詳細は下部規定にて明示する。	済 <u>済</u>
5-24	火災源となる可燃物の配置及び量に対して、消火に必要な消火器を適切に配置していることから、初期消火で消火が可能である。万一、初期消火に失敗した場合、状況に応じて防災組織員が屋外消火栓や可搬消防ポンプを用いて水消火を実施する。	-	添付 5-337	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定している。	済

●第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定へ反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
-	-	-	-	-	-

●第七条（地震による損傷の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
7-1	耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じる。	-	添付 5-122	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 地震（4）標準書の整備に規定している。	済

●第八条（津波による損傷の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
-	-	-	-	-	-

●第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
9-1	（火山） 降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意する。	26	-	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山（降灰）及び積雪（4）標準書の整備に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
9-2	(火山) (1) 加工施設で降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去等の措置を講じる。また、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止し対応する。 (2) 作業においては、防護対象施設の実耐力及び火山事象の進展を考慮し作業を開始することとし、除去作業に必要な保護具、資機材を常備する。	—	添付 5-45	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山(降灰)及び積雪(4) 標準書の整備に規定している。	済
9-3	(火山) 建物の健全性維持のため、降下火砕物は降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態と施設の耐荷重を考慮した上で、加工施設で降灰が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業を開始することとし、必要な保護具や資機材を予め用意する。	—	添付 5-45	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山(降灰)及び積雪(4) 標準書の整備に規定している。	済
9-4	(火山) 降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じるものとする。	—	添付 5-45	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山(降灰)及び積雪(4) 標準書の整備に規定している。	済
9-5	(竜巻) 敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得るプレハブ物置に対して固縛措置を講じる。	—	添付 5-29	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻(4) 標準書の整備①2)に規定する。	済
9-6	(竜巻) ・第3 廃棄物倉庫は、F3 竜巻に対し、建物(外壁及び屋根)の損傷を前提とし、ドラム缶を固縛する設計とする。 ・敷地内で想定される飛来物の発生を防止するため、敷地内のウォークダウンにより防護対象施設に影響を与える飛来物となりうる鋼製材や車両について、それらが飛来物とならない影響範囲外へ置き場を設置するか、固縛する設計とする。	—	添付 5-34	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻(4) 標準書の整備①2)に規定する。	済
9-7	(竜巻) ・敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る鋼製材や車両を、固縛又は飛来物とならない影響範囲外へ移動する措置を講じる。	—	添付 5-35	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻(4) 標準書の整備に規定する。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
9-8	(竜巻) 敷地に隣接する事業者であるニュークリア・デベロップメント(株)及び三菱マテリアル(株)における車両については、影響範囲外への移動又は固縛、あるいは防護フェンスを設置することとしている。	—	添 5-35	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に規定する。	<u>済</u>
9-9	(竜巻) ①建物内部での核燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止 ウラン粉末の取扱い(フードボックス作業)を停止し、ウラン粉末を投入先の機器に投入する。また、ウラン粉末を容器に収納し、貯蔵設備に収納する。 ウランの搬送作業(クレーン搬送を含む)を停止し、ウラン容器を貯蔵設備に収納する。 搬送用の台車は、固縛する。 ②建物外部での核燃料物質の構内搬送作業の停止 核燃料物質等を搬送中の車両は、竜巻の影響を受けない施設内(搬送元又は搬送先)へ移動する。 ③竜巻防護対象建物近傍からの車両の退避又は固縛 敷地内(周辺監視区域内)の屋外車両は影響範囲外へ移動又は固縛する。 ④UF ₆ を正圧で取り扱う工程の停止 転換工場の蒸発・加水分解工程の運転を停止する。	—	添 5-35,36	①、②、③及び④については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に規定する。	<u>済</u>
9-10	(竜巻) 竜巻予測情報に基づく措置は、迅速に講じる必要があるため、通常時の業務体制で行う。更に、迅速に対応できるよう、気象庁から茨城県に対し竜巻に関する気象情報又は雷注意報が発表された段階で、竜巻に対する「注意喚起」を発令し、通常時の業務要員で対応できる範囲となるよう、必要な事前措置を講じるものとする。	—	添 5-36	竜巻予測情報に基づく措置については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に規定する。	<u>済</u>
9-11	(竜巻) 各作業の責任者は、夜間・休日を含めて「注意喚起」の段階で、従事する要員が「警戒態勢」発令に応じた措置を、猶予時間内に完了できるよう、要員の確保または同時に行う作業内容の制限を指示し、確認するものとする。	—	添 5-36	「注意喚起」の措置については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に規定する。	<u>済</u>

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
9-12	(竜巻) 竜巻予測情報に基づく措置の対応手順と各対応の責任者を、保安規定並びに保安規定に基づく社内管理規定及び対応実施部門の手順書に定め、対応実施部門における教育訓練を定期的実施する。	—	添 5-36	竜巻予測情報に基づく措置の対応手順と各対応の責任者については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 竜巻 (4) 標準書の整備に、教育訓練については、2.3 竜巻 (2) 教育・訓練の実施に規定する。	済
9-13	(自然現象の重畳) 「火山灰」と「積雪」の組合せは火山灰等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があることを踏まえ、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く方針とする。	26	—	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山 (降灰) 及び積雪 (4) 標準書の整備に規定している。	済
9-14	(自然現象の重畳) 「火山灰」と「積雪」の組合せは「原子力発電所の火山影響評価ガイド」において、火山灰等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があるとの指摘を踏まえ、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除くこととする。	—	添 5-47	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 火山 (降灰) 及び積雪 (4) 標準書の整備に規定している。	済
9-15	(外部火災) 液化アンモニアの輸送車両については、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づく爆発影響評価に基づき、加工施設に対して爆発限界距離以上の離隔距離を確保する。	—	添 5-87	液化アンモニアの輸送車両については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	済
9-16	(外部火災) LP ガスの輸送車両については防護対象施設に対して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定められた以上の距離を確保できる経路を通ることで、火災・爆発の影響を防止する。	—	添 5-87	LP ガスの輸送車両については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	済
9-17	(外部火災) 水素の輸送車両については、防護対象施設に対して高圧ガス保安法で定められた以上の距離を確保できる経路を通ることで、火災・爆発の影響を防止する。	—	添 5-87	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備から、高圧ガス貯蔵所の障壁の工事が完了し使用開始するまで水素を貯蔵しない旨の記載を削除する	済
				水素の輸送車両については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 外部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	済

●第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映			
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況		
10-1	人の不法な侵入を防止するために、不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止する。	29	—	第 48 条の 2（人の不法な侵入等の防止）に規定している。	済		
10-2	加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。また、立入制限区域を警備員が監視カメラにより監視するとともに、定期的に巡視する。	29	—				
10-3	管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。また、管理区域に立ち入る者に対して、身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する証明書等を発行し、これを立入りの際に所持させ確認を実施する。	29	—				
10-4	不法侵入等防止設備は、機能を維持するために点検及び保守管理を実施する。	29	—				
10-5	核燃料物質等の移動をする場合、各部門長の承認を得てから行うことにより、敷地内の人による不法な移動を防止する。管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。	29	—				
10-6	加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、加工施設に物品を持ち込む場合はあらかじめ申請させ、立入りの際に許可された物品であることを警備員が確認する。また、郵便物等を持ち込む場合、警備員による外観確認、金属探知機による検査を実施し、必要に応じ開封点検を実施する。	29	—			第 48 条の 2（人の不法な侵入等の防止）に規定している。	済
10-7	入構車両については、あらかじめ車両を申請させ、入構の際に警備員による入構許可の確認及び車両の点検を実施する。	29	—				

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
10-8	内部での不正アクセスを防止するため、防護対象システムの制御コンピュータは施錠管理又は権限管理を実施する。可搬式記憶媒体は、管理部門により承認されたものを利用し、使用前にはウイルス検査を行う。	30	—		
10-9	外部業者が保守等で可搬式記憶媒体を利用する場合や当該システムに直接アクセスする場合は、管理部門に対してあらかじめ申請させるとともに、管理部門によるウイルス検査を実施後、従業員の監督の下で作業させる。また、外部事業者に対する調達管理に当たっては、セキュリティを考慮した調達要求事項を設定する。	30	—		
10-10	不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ計画を定める。	30	—		

● 第十一条（溢水による損傷の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
11-1	溢水防護区画の設定	—	添付 5-92	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 3. 内部溢水（4）標準書の整備に規定する。	済
11-2	工場内漏水検知警報により工業用水、水道水、外部からの供給水及び空調用水を停止する。	—	添付 5-104	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 3. 内部溢水（4）標準書の整備に規定する。	済
11-3	地震により震度 5 以上の地震が発生した場合、工業用水、水道水、外部からの供給水（冷却水、純水、アンモニア水）及び空調用水を手動にて停止する。	—	添付 5-104	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 3. 内部溢水（4）標準書の整備に規定する。	済

●第十二条（誤操作の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
12-1	運転員の誤操作を防止するため、運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とし、手順書を定める。	30	-	第9条（設計・開発計画）に規定している。	済
12-2	表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。	30	-	第9条（設計・開発計画）に規定している。	済
12-3	操作器は、運転員による誤操作を防止するために、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。	30	-	第9条（設計・開発計画）に規定している。	済
12-4	安全の確保のために手動操作を要する場合には、対応を現場に明示する措置を講じる。	30	-	第31条（操作上の一般事項）に規定している。	済

●第十三条（安全避難通路等）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
13-1	事故時に放射線業務従事者等が速やかに退避できるように単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設ける設計とする。	30	-	第67条の2（新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持）に新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は、保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持することを規定している。	済
				全ての安全避難通路については、保安規定第107条（立入制限区域及び立入管理区域の設定と立入者限定）第1項（4）に安全避難通路の設置について規定する。これによって、安全避難通路は下部規定にて明示する。	済
13-2	事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける設計とする。	31	-	第82条（非常時用器材の整備）及び別表第20 防災資機材一覧に規定している。	済

●第十四条（安全機能を有する施設）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
14-1	表 安全機能を有する施設の安全機能一覧	38～ 85	-	保安規定第7章（施設管理）にて管理する。別表第1-3（核燃料物質の最大貯蔵数量）に規定する。	済

●第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
-	-	-	-	-	-

●第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
16-1	表 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力	150	-	別表第13-1（核燃料物質の最大貯蔵数量）に規定する。	済

●第十七条（廃棄施設）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
17-1	廃液処理後の排水を貯留し、バッチごとに排水中の放射性物質の濃度を測定・確認する設計とする。	31	-	第76条（放射性液体廃棄物）に規定している。	済
17-2	管理区域から発生する油類廃棄物は、焼却設備等で減容処理する設計とする。	31	-	第76条（放射性液体廃棄物）に規定している。	済
17-3	②放射性物質の濃度が周辺監視区域外の法定濃度限度以下であることを確認した後、各廃液処理設備から排水する。	173	-	第76条（放射性液体廃棄物）に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
17-4	③廃液処理設備(1)からの排水は排水口から排出し、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。排水留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。	173	-	第 76 条 (放射性液体廃棄物) に規定している。	済
17-5	④分析廃液等の液体廃棄物の一部については、容器に封入して保管廃棄する構造とする。	173	-	第 76 条 (放射性液体廃棄物) に規定している。	済
17-6	気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。	236	-	第 77 条 (放射性気体廃棄物) に規定している。	済
17-7	液体廃棄物は、加工施設の各廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認してから排出する。	236	-	第 76 条 (放射性液体廃棄物) に規定している。	済
17-8	固体廃棄物は可燃性、不燃性に区別し、必要に応じ可燃性は焼却減容、不燃性は圧縮減容を行い、ドラム缶へ封入、あるいはプラスチックシート等で密封し、保管廃棄設備に保管廃棄する。固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管料及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を 2 μ Sv/h 以下となるよう配置する。また、これら固体廃棄物の保管状況は、日常の巡視点検により監視する。	237	-	第 75 条の 2 (放射性固体廃棄物) 及び第 30 条 (巡視) に規定している。	済
17-9	気体廃棄物は、プレフィルタ、高性能エアフィルタ等を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められる周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。	-	添 6-13	第 77 条 (放射性気体廃棄物) に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
17-10	通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。廃液処理後の廃液は、バッチ毎に排水中の放射性物質の濃度を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であること確認した後、廃液処理設備(1)以外の放射性液体廃棄物については排水貯留池に送液し、廃液処理設備(1)の放射性液体廃棄物については、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。排水貯留池にて、再度濃度測定をし、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であること確認した後、排水口から専用排水管により東海村前面海域に放出する。	-	添 6-17	第 76 条（放射性液体廃棄物）に規定している。	済
17-11	放射性廃棄物は可燃性、不燃性に区別し、必要に応じ可燃性（年間発生量約 300 本(200 ℓ ドラム缶相当)）は焼却減容、不燃性は圧縮減容を行い、ドラム缶への封入等の後、保管廃棄設備（保管廃棄能力約 17,050 本(200 ℓ ドラム缶相当)）に保管廃棄する。 固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。 固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を 2μSv/h 以下となるよう配置する。また、これら固体廃棄物の保管状況は、日常の巡視点検により監視する。	-	添 6-19	第 75 条の 2（放射性固体廃棄物）及び第 30 条（巡視）に規定しているが、放射性固体廃棄物の保管量を 17,050 本相当以下に制限する旨を第 75 条の 2（放射性固体廃棄物）に規定している。	済
17-12	周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の井戸水、河川水、土壌のウラン濃度の測定を年 1 回行う。 また、気象観測として、風向及び風速、降雨量、気温について連続して測定する。	-	添 6-19	第 54 条（線量当量等の測定）及び第 124 条（記録）に規定している。（別表第 7）	済

●第十八条（放射線管理施設）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
18-1	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。	33	-	第 52 条（被ばくの低減措置）に規定している。（別表第 20）	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
18-2	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。	33	-	第 46 条（管理区域への出入管理）に規定している。	済
18-3	除染用として、除染用具を設ける。	33	-	第 53 条（床、壁等の除染）に規定している。	済
18-4	管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第 1 種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。また、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。	33	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済
18-5	個人被ばく管理用設備として個人線量測定器、防じんマスク及びボンベ式呼吸器を、施設管理用設備として、サーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用）、放射能測定装置（ α 、 β 線用）及び除染用具を設ける。	179	-	第 53 条（床、壁等の除染）及び第 55 条（放射線測定器類の管理）に規定している。（別表第 9、別表第 20）	済
18-6	当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として管理する。	234	-	第 48 条（周辺監視区域）に規定している。	済
18-7	放射線業務従事者等の第 1 種及び第 2 種管理区域への出入は、それぞれ指定した場所から行うこととし、第 1 種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面の汚染を測定し、表面密度限度の十分の一以下になるように管理する。放射線業務従事者の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。	235	-	第 47 条（第 1 種管理区域への出入管理）に規定している。	済
18-8	空気汚染の発生するおそれのある作業場の空气中放射性物質濃度を定期的に測定し、常に濃度限度以下に保つように管理する。また、一時的に放射性物質の濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて、放射線業務従事者に呼吸保護具を着用させて放射性物質粉塵の体内摂取を防止するとともに局所的な放射性物質濃度の測定を行う。	235	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済
18-9	管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定を行う。また、表面密度の測定は、スミヤ法又はサーベイ法により行う。	235	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済
18-10	放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。	235	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
18-11	放射線業務従事者が管理区域に立ち入る場合に個人線量測定器を着用させ、その線量を測定することにより外部被ばくを管理する。	235	-	第 46 条（管理区域への出入管理）及び第 50 条（線量限度）に規定している。	済
18-12	空気中の放射性物質濃度から内部被ばくの実効線量を計算によって求めることにより内部被ばくを管理する。また、必要に応じ放射線業務従事者の尿中のウランを測定することにより内部被ばくを管理する。	235	-	第 51 条（線量の評価及び通知）及び第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済
18-13	周辺監視区域境界付近の外部放射線に係る線量を定期的に測定するとともに周辺監視区域外における土壌等のウラン濃度を定期的に測定する。	236	-	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。 （別表第 7）	済
18-14	万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間線量率を測定する。また、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。	236	-	第 77 条（放射性気体廃棄物）に規定している。	済
18-15	「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量告示」という。）に定められた値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、「線量告示」に定められた値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として管理する。	-	添 6-1	第 42 条（管理区域）及び第 48 条（周辺監視区域）に規定している。	済
18-16	加工施設は、核燃料物質等による放射線の管理を確実にするために、取り扱う核燃料物質の受入れにあたっては既存施設でこれを使用する際に何ら特別のインパクトを与えないように定められた ASTM（米国材料試験協会）1)2)の濃縮六ふつ化ウランの仕様にに基づき受入仕様を定め、また、再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。	-	添 6-1	第 70 条（核燃料物質の受入、払出し）に規定している。	済
18-17	第 1 種及び第 2 種管理区域への出入は、それぞれ指定した場所から行うこととし、第 1 種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットモニタ、サーベイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面の汚染を測定し、表面密度限度の十分の一以下になるように管理する。	-	添 6-3	第 46 条（管理区域への出入管理）及び第 47 条（第 1 種管理区域への出入管理）に規定している。	済
18-18	空気汚染の発生するおそれのある作業場の空気中放射性物質濃度を定期的に測定し、常に、「線量告示」における放射線業務従事者の呼吸する空気中濃度限度以下に保つように管理する。	-	添 6-3	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
18-19	空気の汚染状況を監視するため、エアスニファを作業場の要所に取り付けてサンプリングを行い、そのろ紙を交換し、放射能測定装置で測定する。これによって作業場の空気中の放射性物質濃度が濃度限度以下であることを確認する。また、一時的に放射性物質の濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンプラを用いて局所的な放射性物質濃度の測定を行う。	-	添 6-3,4	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済
18-20	管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定は、TLD 等により行う。また、表面密度の測定は、スミヤ法又はサーベイ法により行う。	-	添 6-4	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済
18-21	放射線管理のため管理区域における空気中の放射性物質の濃度、空間線量率及び床面等の放射性物質の表面密度の測定結果を加工施設内の適切な場所に表示する。	-	添 6-4	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済
18-22	外部被ばく管理については、従事者が管理区域に立ち入る場合に個人線量測定器を着用させ、その線量を測定することにより行う。	-	添 6-4	第 46 条（管理区域への出入管理）及び第 50 条（線量限度）に規定している。	済
18-23	内部被ばく管理については、空気中の放射性物質濃度から内部被ばくの実効線量を計算によって求めることにより行う。また、必要に応じ従事者の尿中の放射性物質を測定することにより行う。	-	添 6-4	第 51 条（線量の評価及び通知）及び第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。（別表第 8）	済
18-24	従事者に対して定期的に保安教育を実施し、その結果を記録する。従事者の線量測定結果を記録する。また、「電離放射線障害防止規則」に基づき、健康診断を実施する。	-	添 6-6	第 24 条（力量、教育・訓練及び認識）及び第 51 条（線量の評価及び通知）に規定している。	済
18-25	加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域外における線量が「線量告示」で定める線量限度を超えないようにする。	-	添 6-6	第 54 条（線量当量等の測定）に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
18-26	加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、施設の周辺監視区域境界外において、合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。再生濃縮ウランを貯蔵施設に貯蔵する場合であって貯蔵期間を1年未満に制限するときは、貯蔵するウラン量(ton-U)に貯蔵期間(月/年)を乗じて得られる値が、次項のa項に規定する値を用いて得られる上限値を超えないように管理する。	-	添 6-6	第 72 条 (核燃料物質の貯蔵) に規定している。	済
18-27	排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。	-	添 6-11	第 77 条 (放射性気体廃棄物) に規定している。	済
18-28	万一異常放出があった場合、又は測定が必要と判断された場合には、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間線量率を測定する。また、必要な情報を所内の適切な場所に表示する。	-	添 6-11	第 77 条 (放射性気体廃棄物) に規定している。	済

●第十九条 (監視設備) 関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
19-1	周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間線量率を測定し、監視する。	236	-	第 54 条 (線量当量等の測定) に規定している。	済

●第二十条 (非常用電源設備) 関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
20-1	定期的な作動確認を実施する。	-	添 5-113	第 64 条 (定期事業者検査の実施) に規定している。	済
20-2	余裕をみて7日間継続運転が可能な燃料を確保する設計とする。	-	添 5-113	第 82 条 (非常時用器材の整備) 第 3 項に規定する。	済

●第二十一条（通信連絡設備）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
-	-	-	-	-	-

●第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-1	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。	235	-	別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	済
22-2	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	244	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-3	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。また、当該の手順書に従って活動を行うために、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。	244	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	済
22-4	大規模な自然災害（震度 5 以上の大地震等）の発生が予測できる場合又は発生した場合は、加工設備本体を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。	247	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-5	大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	248	-	可搬消防ポンプについては、別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	済
				添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策及び別表第 20 防災資機材一覧に規定する。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-6	大規模損壊が発生した場合に対処するため、以下に示す手順書、体制及び資機材を整備するとともに、教育・訓練を実施する。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	済
22-7	体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	済
22-8	手順書には、消火活動等の手順の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位及び手順書間の相互関係等を明確にする。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	済
22-9	教育・訓練については、大規模損壊が発生した場合の対処における技能及び知識の維持・向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。具体的には、大規模損壊発生を想定し、防災組織全体で連携した総合訓練及び防災組織の各班が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上の頻度で実施する。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	済
22-10	・屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同じである。	253	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 大規模な火災に対する対策に規定している。	済
22-11	・核燃料物質等を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することにより、加工施設周辺への核燃料物質の拡散を抑制するとともに、加工施設周辺への気体状のUF ₆ 等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行う。また、大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合は、屋外消火栓設備、可搬消防	253	-	第113条(六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置)及び添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備、2.1 大規模な火災に対する対策及び2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
	<p>ポンプ等による消火活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策に必要な資機材の保管場所は、加工施設の内部及び周辺に分散して設置する。 ・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理（モニタリング）、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。 			<p>ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備及び資機材の分散配置については、別表第20 防災資機材一覧、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備、2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定する。</p>	<u>済</u>
22-12	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。 	253	-	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 対策の実施に必要な情報の把握に規定している。</p>	済
22-13	<p>UF₆ が漏えいした場合は検知設備に連動するインターロック機構により遮断弁が自動閉するが、作動が確認できない場合は、制御室において手動により操作する。さらに手動操作が失敗した場合には、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び化学防護服を着用の上、現場にてシリンダバルブを閉止する。</p>	247	-	<p>第114条（六ふっ化ウランのUF₆ シリンダ内への閉じ込め）及び添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備 1.4 標準書の 整備に規定している。</p>	済
22-14	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対する体制として、防災拠点の設置、適切な人員、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p>	247	-	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備、1.3 資機材の配備及び 1.4 標準書の整備に規定している。</p>	済
22-15	<p>転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。それらによる情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内のUF₆ 漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。</p>	247	-	<p>UF₆ 漏えい検知設備については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の 整備に規定する。</p>	<u>済</u>
22-16	<p>消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。</p>	247	-	<p>添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4） 標準書の整備に規定している。</p>	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-17	ウラン粉末が環境へ放出されることを考慮し、外扉に不燃材等で目張りを行う。目張り作業終了後は、UF ₆ の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷又は HF が検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。	247	-	第 113 条（六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置）に規定している。	済
22-18	消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、配線用遮断器の設置や加工設備本体の停止を行う。	247	-	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備に規定している。	済
22-19	事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。	248	-	別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	済
				資機材の分散配置については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定する。	済
22-20	消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルートを予め定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。	248	-	廃棄物管理棟限定のアクセスルートについては、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備から削除する。	済
				全ての建物については、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災（4）標準書の整備に規定する	済
22-21	ソフト的な対応は手順書によって明確にし、訓練を定期的に行う。	248	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施及び 1.4 標準書の整備に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-22	転換工場の建物内については、屋外に通じる複数のシャッター、扉より建物内の全ての場所に消火活動のためアクセスできるように複数のルートを設定している。また、アクセスルート上の通路及び扉等並びにその周辺には、各場所への要員移動や資機材運搬に支障となるものは設置しないため、要員移動や資機材運搬に支障はない。	248	-	添付1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災(4) 標準書の整備に規定する。	済
22-23	重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じ、それを的確かつ柔軟に対処するための手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制について、以下のとおり整備する方針とする。	249	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備、1.2 教育訓練の実施、1.3 資機材の配備及び1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-24	重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した「防災組織」を整備する。防災組織は、現場対策を実施する現場活動隊(実施組織)及び実施組織を指示・支援する対策本部(対策本部長等及び支援組織)で構成する。	249	-	第80条(非常時対策組織)及び添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-25	重大事故に至るおそれがある事故への対処を実施するための実施組織及びその支援組織を定め、役割分担及び責任者並びに指揮命令系統等を明確にし、実効性のある連携が行える組織構成とする。	249	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-26	防災組織として、社長の下に事故対策本部を設け、対策本部長の指揮のもとに事故対処を行う体制とする。また、防災組織には、原子力災害防止特別措置法に該当する事故事象の場合に、社長を本部長とする事故対策即応本部を設け、事故対策本部の運営支援を行う体制とする。	249	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-27	事故対策本部は、実施組織となる現場活動隊並びに支援組織となる対策本部(対策本部長、核燃料取扱主任者、対策本部付、対策グループ及び情報管理グループ)で構成する。	249	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-28	対策本部長は、対策グループ統括、情報管理グループ統括を指揮し、現場活動隊を含め事故対策本部を統括する。	249	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-29	核燃料取扱主任者は、事故対処における保安上の監督を行う。	249	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-30	対策本部付は、事故対処のために必要な対策に関し、対策本部長に助言を行う。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-31	現場活動隊（実施組織）として火災時の消火活動、除染作業、その他災害時活動を行う防災班、所管部門の火災時の消火活動、ウラン回収、除染作業及びその他災害時活動を行う発災部門班、放射線、放射性物質による汚染状況の状態把握及び被ばく管理等を行う放射線管理班、設備の整備及び点検並びに応急の復旧等を行う設備技術班、被ばく者、負傷者の救出、応急手当等の救護活動を行う救護班、避難誘導、点呼、安否確認等を行う避難誘導班、事業所内立入者の管理、出入口の警備等を行う警備班を設け、各班に班長及び副班長を配置する。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-32	支援組織として、対策の検討及び実施組織へ指示連絡等を行う対策グループ、社外との通報連絡及び広報対応を行う情報管理グループ（FAX文作成班、プレス文作成班、連絡班）、運営支援を行う事故対策即応本部を設ける。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-33	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合には、当直警備員による招集等により防災組織を立ち上げる。また、当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。	250	-	第82条（非常時用器材の整備）に規定している。	済
22-34	重大事故に至るおそれがある事故の対処に用いる資機材については、共通要因により必要な機能が同時に損なわれるおそれがないよう、保管場所、保管方法、数量等を定める。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備及び別表第20 防災資機材一覧に規定する。	済
22-35	事故対処時の活動の拠点を設置し、実施組織及び支援組織間で、情報交換を行うための通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-36	重大事故に至るおそれがある事故により防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者との協定並びに他加工事業者との協定により、協力要員の派遣、資材の貸与その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-37	実施組織の防災班、発災部門班は、加工施設の操作員（従事者）を含めた構成とする。	250	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 図-1 防災組織現場活動隊（実施組織）の役割分担と要員数に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-38	防災組織要員には、事業所の約 3km 圏内の近隣居住者を優先して任命し、予め編成するとともに、事故発生時には警備員による一斉召集等により速やかに参集できる措置を講じる。	250	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 図-2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制、表-1 UF ₆ 漏えい初動対応における最少必要人員(夜間操業時)及び表-2 火災初動対応における最少必要人員(夜間操業時)に規定している。	済
22-39	UF ₆ の漏えい及び火災の複数同時発生とともに、全交流電源喪失及び計測器類の機能喪失を考慮した手順並びに建物の周囲で実施する放水等の事故対処の手順	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-40	加工施設の被害状況を速やかに把握するための情報の種類(プロセスパラメータ、HF濃度及び火災の有無)、その入手方法、重大事故に至るおそれがある事故の発生を防ぐために「最優先すべき操作等」の判断基準及び対応操作を実行するための手順	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-41	UF ₆ の漏えいと火災の重畳時には、加工施設周辺への気体状のUF ₆ 、エアロゾルのふっ化ウラニル及び気体状のHF(以下「気体状のUF ₆ 等」という。)の拡散を抑制することを最優先に、事故対処の優先順位を決定するための判断基準	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-42	事故対処において、安全を最優先で対応する方針	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-43	現場で事故対処を実施する実施組織及び支援組織が実施する対処の手順	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-44	事故の進展状況に応じて手順書を複数に分割する場合における相互関係を適正化した手順	251	-	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-45	大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順	251	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-46	火災の複数同時発生においては、隣接する火災区域の境界となる防火壁、扉のうち、火災影響に対する耐火性能の裕度が小さいものについては、当該境界周辺に対する消火を優先することを、予め手順書において明確にする。	251	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定する。	済
22-47	事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。	251	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備及び別表第20 防災資機材一覧に規定している。	済
				資機材の分散配置については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定する。	済
22-48	UF ₆ の特性及びUF ₆ の漏えい時の挙動並びに化学的毒性による作業環境の悪化、夜間や悪天候下等の様々な環境を考慮し、重大事故に至るおそれのある事故発生時の加工施設の挙動に関する知識の維持・向上を図るための教育・訓練を、定期的実施する。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施に規定している。	済
22-49	訓練については、防災組織全体で連携した対策活動について、年1回以上の頻度で総合訓練を実施する。また、防災組織の各班が実施する、通報、避難誘導、救護、モニタリング、運転管理や事故対処等について、年1回以上の頻度で個別訓練を実施する。また、円滑な要員招集を可能とするため、夜間及び休日を含め、定期的に非常招集訓練を実施する。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施に規定している。	済
22-50	事故対処に使用する資機材等の繰り返しの取り扱いによる習熟、汎用機器の予備品交換等の経験等を積み、事故の対策に必要な資機材及び手順書を即時に使用可能なように整備し、及びそれらを用いた事故時対応訓練を行う。	252	-	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施、1.3 資機材の配備及び1.4 標準書の整備に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-51	重大に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定めるものとする。	-	添付 7-19	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備、1.3 資機材の配備及び 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-52	また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊」という。）に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備するものとする。当該の手順書に従って活動を行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。	-	添付 7-19	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	済
22-53	臨界事故の発生防止については、「本文ロ（イ）核燃料物質の臨界防止に関する構造」に示したように、核的制限値として形状寸法、質量、減速度又はそれらの組み合わせにより管理する。	-	添付 7-19	第 35 条（臨界安全管理）に規定している。	済
22-54	(2)大規模な自然災害（震度 5 以上の大地震等）の発生が予測できる場合又は発生した場合は、生産設備を停止する措置及び退避等の防護措置を行う。	-	添付 7-22	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-55	(3)UF ₆ が漏えいした場合は検知設備に連動するインターロック機構により遮断弁が自動閉するが、作動が確認できない場合は、制御室において手動により操作する。さらに手動操作が失敗した場合においては、呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び化学防護服を着用の上、現場にてシリンダバルブを閉止する。	-	添付 7-22	第 114 条（六ふっ化ウランの UF ₆ シリンダ内への閉じ込め）に規定している。	済
22-56	(4)重大事故に至るおそれがある事故に対する体制として、防災拠点の設置、適切な人員、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。	-	添付 7-22	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備、1.3 資機材の配備及び 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-57	(5)転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。それらによる情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内の UF ₆ 漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。	-	添付 7-22	UF ₆ 漏えい検知設備については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.4 標準書の整備に規定する。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-58	(6) 消火活動に当たって、内部被ばくを防止する半面マスク及びゴーグル又は全面マスク、さらにはウランの飛散状況に応じて呼吸用ボンベ付一体型防護マスクを着用する。また、煙の中で消火活動を行う場合は呼吸用ボンベ付一体型防護マスク及び防火服を着用する。	-	添付 7-22	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	済
22-59	(7)ウラン粉末が環境へ放出されることを考慮し、外扉に不燃材等で目張りを行う。目張り作業終了後は、UF ₆ の漏えいに備え、予め原料倉庫周囲への散水を開始する。なお、建物の損傷または HF が検出された場合には、目張りを中止し、可搬消防ポンプにより原料倉庫の周囲への散水を行う。	-	添付 7-22	第 113 条 (六) 六ふっ化ウランの建屋内への閉じ込め措置) に規定している。	済
22-60	(8)消火活動等による水の浸入に伴う電気火災発生防止のため、配線用遮断器の設置や建物の閉じ込め機能維持に必要な設備・機器を除く設備・機器の停止を行う。	-	添付 7-22	添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定している。	済
22-61	(9)事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数個所に分散配置や離隔配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。	-	添付 7-22,23	事故対処に必要な資機材については、別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	済
				資機材の分散配置については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定する。	済
22-62	(10)消火活動及び救助活動等に必要なアクセスルート进行を予め定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。	-	添付 7-23	廃棄物管理棟限定のアクセスルートについては、添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備から削除する。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
				全てのアクセスルートについては、保安規定添付 1 設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 内部火災 (4) 標準書の整備に規定する。	済
22-63	(11)ソフトな対応は手順書によって明確にし、訓練を定期的に行う。	-	添 7-23	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.2 教育訓練の実施及び 1.4 標準書の整備に規定している。	済
22-64	(12)大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	-	添 7-23	可搬式ポンプについては、別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	済
				ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策及び別表第 20 防災資機材一覧に規定する。	済
22-65	実施組織各班の要員は (添七) -第 0-6 図に示すように、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、並びにウラン粉末の漏えい及び火災が重畳した場合にも対処できるように確保する。	-	添 7-24	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 図-1 防災組織現場活動隊 (実施組織) の役割分担と要員数に規定している。	済
22-66	夜間操業時においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために必要な事業所内に常駐する要員を確保する。転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制を (添七) -第 0-7 図に示す。	-	添 7-24	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 図-2 転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制に規定している。	済
22-67	社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海 N O A H * 1 及び他のウラン加工事業者 (原子力災害時の協力協定に基づく * 2) の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。	-	添 7-24	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済
22-68	防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室 (防災ルーム) を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。また万一、	-	添 7-25	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
	その緊急時対策室が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）も設定する。活動拠点を（添七）-第0-8 図に示す。			予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備（4）に規定する。	済
22-69	UF ₆ 漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を（添七）-第0-4 表に（資機材の保管場所を（添七）-第0-9 図に）、また資機材の保管場所に対する要件を、事故時の活動拠点の要件と共に（添七）-第0-5 表に示す。なお、UF ₆ 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものである。	-	添 7-25	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定している。	済
				資機材の保管場所及び活動拠点については、添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.1 体制の整備（4）に規定する。	済
22-70	加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の「防災組織」（（添七）-第0-5 図）とし、予め必要な手順書及び資機材を整備するとともに要員を確保する。 手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的（年1回以上）に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及防災組織全体で連携した総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。	-	添 7-25	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2. 大規模損壊への対応に規定している。	済
22-71	1. 大規模損壊の発生時において大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること ・屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同じである。	-	添 7-25,26	添付2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.1 大規模な火災に対する対策に規定している。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-72	<p>2. 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊発生時に加工施設の外部にウラン粉末が飛散した場合に備えて、集塵機等を用いてウラン粉末を回収する手順、固着剤を用いてウラン粉末を固定する手順、加工施設周辺への気体状のUF₆等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲に散水を行う手順及び大型航空機の衝突により大規模な火災が発生した場合は、屋外消火栓設備、可搬消防ポンプ等による消火活動を実施するための手順等を設ける。 ・対策に必要な資機材の保管場所は、(添七)-第0-4表に示すように加工施設の内部及び周辺に分散して設置する。 ・必要により東海NOAH、他のウラン加工事業者等の社外組織へ支援を要請し、放射線管理(モニタリング)、放射線防護措置及び消火活動等に係る協力要員及び資機材の提供を受けて活動にあたる。 	-	添付 7-26	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定している。	済
				ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備及び資機材の分散配置については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備及び 2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定する。	済
22-73	<p>3. 対策の実施に必要な情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模損壊が発生した場合に対し、手順書に定めた情報について、可搬式の計測機器を用いた防災組織要員による巡視点検等により事故状況を把握する。 ・加工施設内及び敷地内の情報の把握には、放射線測定器、監視カメラ、照明等も整備する。 	-	添付 7-26	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 2.3 対策の実施に必要な情報の把握に規定している。	済
22-74	表 UF ₆ 漏えい初動対応における最少必要人員(夜間操業時)	-	添付 7-30	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 表-1 UF ₆ 漏えい初動対応における最少必要人員(夜間操業時)に規定している。	済
22-75	表 火災初動対応における最少必要人員(夜間操業時)	-	添付 7-30	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 表-2 火災初動対応における最少必要人員(夜間操業時)に規定している。	済
22-76	防災資機材一覧(UF ₆ 漏えい対応、火災対応)	-	添付 7-31 ~36	別表第 20 防災資機材一覧に規定している。	済
22-77	表 事故時の活動拠点、資機材保管場所	-	添付 7-37	事故時の活動拠点、資機材保管場所については、添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1.3 資機材の配備に規定する。	済

No.	加工事業変更許可で保安規定に反映すべき内容	記載箇所		保安規定への反映	
		本文	添付	反映条文、具体的内容等	対応状況
22-78	室内及び建物外へのUF ₆ 漏えいに係る対処 (別添 6)	-	添 7-88 ~91	第 102 条 (六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に係る計画及び実施) ~第 119 条 (地震時の六ふっ化ウラン漏えいリスクを減少させる措置) に規定している。	済
22-79	UF ₆ を正圧で取り扱う蒸発・加水分解設備の運転時には、当直責任者 (転換責任者) 1 名、当直操作員 (転換従事者) 5 名の合計 6 名を配置する。(常時 4 名は、転換工場内で従事)	-	添 7-98	第 117 条 (六ふっ化ウラン漏えい事故に備えた措置) に規定している。	済
22-80	火災の複数同時発生に係る対処	-	添 7-98,99, 100	添付 2 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備 1. 重大事故に至るおそれがある事故等対策に規定している。	済
22-81	UF ₆ 漏えい発生時、中央制御室内の転換従事者 (発災部門班) は、直ちに構内一斉放送により退避指示を出し、立入制限区域 (作業を制限する区域) 及び立入管理区域 (立入者の把握を行う区域) から立入者を、成型工場の一時退避場所へ速やかに退避させる。		添 7-88	第 109 条 (立入制限区域及び立入管理区域 内での単独作業禁止, 防護具携行及び退避) に規定する。	済

以上

(参考資料②) 設工認から保安規定への反映項目確認

○保安規定への反映項目抽出（1次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考(要否判断、反映先等)	結果
11	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
15	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	”	—
19	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	”	—
22	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	”	—
26	今回申請のクレーン①、クレーン②、廃棄物管理棟及び廃棄物貯蔵設備(7)に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	”	—
27	廃棄物管理棟に放射性固体廃棄物を搬入・保管するにあたっては、事前に第2種管理区域設定のため 保安規定 を変更申請し、認可を受ける。	否	既に保安規定に定めている。(管理区域の区分図第2図(7))	—
32	今回申請の第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、汚染機材保管倉庫の設備、機器及び建物の撤去に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
43	今回申請の廃棄物管理棟の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	”	—
45	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	”	—
添 I - 18(135)	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを 保安規定 に記載する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1 内部火災 に記載する。	済

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

ページ	項目抽出(「保安規定」検索結果)	反映要否	備考(要否判断、反映先等)	結果
17	今回申請の加工棟 成型工場に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
18	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
27	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第5図に1次文書として「保安品質保証計画書」を示している。	—
28	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
34	ペレット寸法密度測定台及びフードボックス(3)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
34	加工棟 成型工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	”	—
115	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
149	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)~(4)、仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32) 貯蔵している核燃料物質をすべて他の貯蔵施設に移動することが困難であることから、貯蔵棚の一部に核燃料物質を貯蔵したまま安全を確保する方法で補強工事を行う。具体的には、補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

ページ	項目抽出(「保安規定」検索結果)	反映要否	備考(要否判断、反映先等)	結果
150	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
157	SUS 容器用台車(1)、原料粉末貯蔵棚(1)、(2)、SUS 容器、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)～(4)、電動リフタ(5)、(6)、仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32)、仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)、(4)は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ハ1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
221	今回申請の加工棟 成型工場の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
222	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
229	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第5図に1次文書として「保安品質保証計画書」を示している。	—
230	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
233	保安秤量器(加工棟7)、(加工棟8)、(加工棟9)は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ハ1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
233	緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ハ1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	”	—
添 I-21	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.1 火山(降灰)及び積雪 に規定する。	済

保安規定への反映項目抽出（2次申請）

ページ	項目抽出(「保安規定」検索結果)	反映要否	備考(要否判断、反映先等)	結果
添 I - 26	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを 保安規定 に記載する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1内部火災に記載する。	済
添 I - 290	質量の核的制限値を有する設備・機器にウランを挿入する際は、 保安規定 に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する設計とする。	否	第124条による。	—
添 I - 290	なお、保安秤量器(加工棟1)～保安秤量器(加工棟9)は、ペレットを扱う場合、質量制限となるが、ウラン質量が14.8kgU以下となるよう積載制限(ボート(焼結)、ペレットトレイ、サンプル容器又はペレットであって員数は1)をすることから、 保安規定 に基づく操作記録による核的制限値の管理対象から除外する。	否	第124条による。	—
添 I - 296	固定することが困難な設備・機器と固定設備・機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、固定設備・機器に対する固定することが困難な設備・機器は 保安規定 に規定された使用エリア内でのみ使用する管理(図臨-42参照)とする。	否	使用エリアが第3図に規定されている。	—
添 I - 1018	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)、(4)は、収納する仕上りペレット貯蔵棚の転倒を防止する部位を設置する。台車の操作については 保安規定 で規定する。	要	別表第2第2項、第3図に操作範囲を規定する。(更新)	済

保安規定への反映項目抽出（3次申請）

ページ	項目抽出(「保安規定」検索結果)	反映要否	備考(要否判断、反映先等)	結果
10	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
18	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
22	今回申請の準備工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
26	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
32	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
37	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
42	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—
47	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 (第60条の7第4項第3号)	—

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
25	今回申請の工場棟転換工場に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
25	保安規定 に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	否	第42条に基づく。	—
27	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
29	放射性固体廃棄物を工場棟転換工場から搬出又は工場棟転換工場へ搬入するにあたっては、事前に工場棟転換工場前室を第2種管理区域設定のため 保安規定 を変更申請し、認可を受ける。	要	第2図（2）に反映する。	済
49	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
50	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ2-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
54	工場棟転換工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
100	今回申請の工場棟成型工場に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
100	保安規定 に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	否	第42条による。	—
102	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
117	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
118	成型工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
153	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考(要否判断、反映先等)	結果
154	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
165	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
166	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1 参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
168	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
169	組立工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ホ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
199	今回申請の第2核燃料倉庫に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
199	保安規定 に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業員、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	否	第42条による。	—
200	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
204	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
205	今回申請の容器管理棟に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-2参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
205	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
211	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
212	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ2-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
212	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
216	第2 核燃料倉庫及び容器管理棟は、I-2 の検査で適合を確認した後、図へ1-1 及び図へ1-2 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
263	今回申請の放射線管理棟に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
263	保安規定 に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業員、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	否	第42条による。	—
264	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
266	放射性固体廃棄物を放射線管理棟から搬出又は放射線管理棟へ搬入するにあたっては、事前に放射線管理棟前室を第2種管理区域設定のため 保安規定 を変更申請し、認可を受ける。	要	第2図（2）にて規定する。	済
277	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
278	今回申請の放射線管理棟前室に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
278	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
281	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
282	今回申請の除染室・分析室に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
282	保安規定 に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業員、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	否	第42条による。	—

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
283	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
295	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
298	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
308	本申請の設備の撤去に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-2-1 参照）。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
308	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
310	本申請の設備の仮移設及び代替措置に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-3-1 参照）	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
310	排気ファンを運転させ、乾燥機の使用を開始する。なお当該気体廃棄設備の運用にあたっては、現行の 保安規定 に基づき行うものとする。	否	第77条による。	—
310	使用開始後の高性能エアフィルタ及び代替排気ダクトは、 保安規定 に基づき維持管理を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
310	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
314	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-4-1参照）。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
317	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-5-1参照）。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
321	工事を伴う廃液処理設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後*、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	要	第76条、別表1-3に廃液処理設備(5)の記載を反映する。	済

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
321	工事を伴う廃液処理設備(6)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	要	第76条第2項から条件付き運転条件の記載を削除する。	済
321	放射線管理棟及び除染室・分析室は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
448	今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
449	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
459	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
460	今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
461	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
470	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
471	今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
471	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
479	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
480	今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
481	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
488	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
489	今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
489	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
495	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
496	今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
497	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
505	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
506	今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
506	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
511	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
512	今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
513	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考(要否判断、反映先等)	結果
522	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、 保安規定 に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	否	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	—
523	緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1、図ハ1-1、図ホ1-1、図ヘ1-1、図ヘ1-2、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
933	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1 内部火災 に規定する。	済
979	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	否	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.1 に規定されている。	—
979	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	否	”	—
986	台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3. 内部溢水 に規定する。	済
988	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを 保安規定 に記載する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1 内部火災 に記載する。	済
1007	工場棟転換工場、工場棟成型工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟及び除染室・分析室では、設計基準事故が想定されるため、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）とは別に事故対処のための現場操作が可能となるように、防災資機材保管場所及び予備防災資機材保管場所に懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設置することを 保安規定 に定める。	要	別表20及び添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全に係る体制の整備」1.3 資機材の整備に規定する。	済
1017	工場棟転換工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを 保安規定 に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	要	第72条 第1項(3)号に貯蔵場所が限定されている。 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3 竜巻 に規定する。	済
1017	工場棟組立工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを 保安規定 に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	要	第72条 第1項(3)号に貯蔵場所が限定されている。 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3 竜巻 に規定する。	済

保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1018	容器管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを 保安規定 に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	要	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	済
1018	放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを 保安規定 に定めるが、屋外との境界の鉄扉をF3 竜巻対応とすることにより、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と放射線管理棟前室の境界のシャッタのF3 対応は不要とする。	要	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	済
2176	溢水後10分でのポンプ停止を 保安規定 に記載	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水 に規定する。	済
2177	溢水後10分でのポンプ停止を 保安規定 に記載	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水 に規定する。	済
2179	溢水後のポンプ停止を 保安規定 に記載	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水 に規定する。	済
2179	溢水後のポンプ停止を 保安規定 に記載	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水 に規定する。	済
2235	通常時に廃液処理設備(6)に受け入れる廃液は、添設設1-3-2表に示すソフト対策管理を実施することにより、有意な核燃料物質が混入しないことを管理する。これらの対策については 保安規定 に規定する。	否	第76条第3項に記載済み。	—
2298	保安規定 にて、今回申請する槽を対象に液位高警報発報時に運転員が液位高警報を確認後、速やかに送液元のポンプを停止することを規定する。	要	第76条第2項及び添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水に記載する。	済
2461	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1内部火災 に規定する。	済
2462	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1内部火災 に規定する。	済
2468	放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを 保安規定 に定めるが、屋外との境界の鉄扉をF3竜巻対応とすることにより、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と放射線管理棟前室の境界のシャッタのF3対応は不要とする。	要	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 ウランを取り扱わないことについては、添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	済

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
28	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
29	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
102	UF6シリンダは、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
120	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
124	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
129	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
129	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
133	気体廃棄施設（気体廃棄設備(1)）は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
156	今回申請の付属建物第1 廃棄物処理所、付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟における設備・機器の取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図チ準-1 参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
156	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
167	今回申請の付属建物発電機室に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-1 参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
167	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
172	保安規定第67条（計画停電時の措置）に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。なお、具体的には下記処置を事前に実施する。	否	第67条（計画停電時の措置）による。	—
173	工事の実施にあたっては、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努めるものとする。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号） 第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
178	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
180	今回申請の設備・機器のうち改造、撤去（発光分光分析装置の撤去）する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
181	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
188	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
192	今回申請する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
192	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
196	今回申請の付属建物発電機室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
196	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
203	今回申請の工場棟転換工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-1(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
203	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
208	今回申請の工場棟成型工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-2(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
208	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
213	今回申請の工場棟組立工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-3(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
213	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
218	今回申請の付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-4(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
218	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
223	今回申請の放射線管理棟の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-5(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—
223	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
228	今回申請の付属建物除染室・分析室の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り4-2-6(1/2)及び(2/2)、図り4-2-7(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。 （第60条の7第4項第3号）	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
228	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去、取り外す際には、 保安規定 第42条に従い、隣接する非管理区域を一時的に第1種管理区域に変更し、当該区域での負圧維持の要件を満足させた上で、作業員、資機材等の搬出入を第1種管理区域側から実施する。境界の壁、扉の復旧後、法に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認した上で、管理区域を解除し、非管理区域とする。	否	第42条による。	—
228	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
235	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟及び付属建物第3廃棄物倉庫での取り外しに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り準-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
236	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
239	継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
239	新設する付属建物発電機室、及び発電機室の非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機）、緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯、安全避難通路）、非常用通報設備（放送設備、通信連絡設備（電話設備））、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、及び消火設備（屋外消火栓、消火器）は、I-2の検査で適合を確認した後、図り準-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
239	飛散防止用防護ネットは、工事完了後、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
309	当該前室は、次回以降の設工認にて申請する。加工施設の性能検査にて新規基準に適合していることを確認後、 保安規定 に当該前室を明記する予定。	要	第2図（1）、第2図（6）に反映する。（第2種管理区域として）	済

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
776	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、屋外の梯子を使用し、屋上に登り除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	済
781	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	済
786	ウランを手作業で取り扱うその他の加工施設（分析設備）は作業員が不在となる休日及び夜間は、サンプル保管庫に収納する。この管理については 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
800	UF6 シリンダを構内運搬する場合は、運搬設備（フォークリフト）の火災の可能性を想定し、火災に対するUF6 シリンダの保護のため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第22条の規定に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包して運搬することを 保安規定 に規定する。	要	第58条に規定する。	済
828	各タンクの上限值（燃料油タンク：600L、潤滑油タンク：50L）は 保安規定 で規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.2 外部火災に反映する。	済
828	連続稼働7日間運転するために必要な燃料は、A重油で約29,000L、潤滑油で約140Lであるが、必要な燃料は構内に保管しており、管理については、 保安規定 で規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.2 外部火災に反映する。	済
834	分析室及び分光分析室では、竜巻警報発報時、夜間休日不在時には分析サンプルをサンプル保管庫にて保護する。この管理については 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
1107	添設設1-1 図に示す青枠のエリアで取り扱うウランの質量は14.8kgU 以下を常に維持するように 保安規定 で規定する。	要	別表第2（注3）に規定する。	済
1107	分析室に設置する廃水タンクに流入する廃液は、 保安規定 に基づく操作記録により放射性液体廃棄物レベルに管理することから、廃水タンクは質量制限値管理機器の対象外とする。	否	第76条に規定している。	—
1109	UF6 シリンダ内のウランの濃縮度及び減速度はUF6 シリンダの受入時に内容物の材料証明書により、核的制限値以下であることを確認する。この核的制限値の確認は 保安規定 で規定する。	否	第70条の3項に規定している。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1115	複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	否	第35条に規定している。	—
1118	質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値を管理する。	否	第35条（1）及び別表第16に規定している。	—
1135	オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
1522	分析室及び分光分析室では、竜巻警報発報時、夜間休日不在時には分析サンプルをサンプル保管庫にて保護する。この管理については保安規定に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
1599	液位を監視する。（保安規定）	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3. 内部溢水に反映する。	済
1599	廃水タンクの液位点検については保安規定で規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3. 内部溢水に反映する。	済
1611	人の管理によるサンプルの保持については保安規定で規定する。	否	第31条第2項による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
111	保安規定に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
111	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	否	第42条に基づく。	—
112	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
114	放射性固体廃棄物を付属建物シリンダ洗浄棟から搬出又はシリンダ洗浄棟へ搬入するにあたっては、事前にシリンダ洗浄棟前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	否	第42条による。	—
119	保安規定に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
119	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	否	第42条に基づく。	—
120	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
125	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
126	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
134	保安規定に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
135	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
138	付属建物シリンダ洗浄棟は、1-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
138	粉末回収ボックスは、1-2の検査で適合を確認した後、図イ2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
634	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
635	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
642	繰返し粉投入ボックス、大型混合装置(2)、フードボックス(3)、ペレット寸法密度検査装置、フードボックス(4)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
942	保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
942	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、 保安規定 (第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	否	第75条の3による。	—
943	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
949	燃料棒立会検査定盤及び燃料棒受台は、I-2の検査で適合を確認した後、図ニ2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1054	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。(第60条の7第4項第3号)	—
1054	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1059	保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1059	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1143	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。(第60条の7第4項第3号)	—
1143	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1151	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。(第60条の7第4項第3号)	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1151	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1155	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1155	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1160	保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1160	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、 保安規定 （第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	否	第75条の3による。	—
1161	補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1161	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1169	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1169	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、 保安規定 （第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	否	第75条の3による。	—
1170	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1174	付属建物原料貯蔵所は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1174	大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器、大型粉末容器用台車、SUS 容器用台車(3)、(4)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2 核燃料倉庫)、電動リフト、仕上りペレット貯蔵棚、仕上りペレット貯蔵棚用台車、余剰ペレット貯蔵棚、金属缶用台車(1)、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車、シリンダ貯蔵ピットは、1-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1235	但し、 保安規定 に基づき使用数量を60基とする。	要	別表第2の大型粉末容器の員数に反映する。	済
1475	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1475	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、 保安規定 に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	否	第42条に基づく。	—
1477	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1478	放射性固体廃棄物を付属建物第1 廃棄物処理所から搬出又は第1 廃棄物処理所へ搬入するにあたっては、事前に第1 廃棄物処理所前室を第2 種管理区域設定のため 保安規定 を変更申請し、認可を受ける。	要	第2図（5）に反映する。	済
1493	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1493	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1497	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1497	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、 保安規定 に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	否	第42条に基づく。	—
1498	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1512	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1512	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1514	放射性固体廃棄物を付属建物第3廃棄物倉庫から搬出又は第3廃棄物倉庫へ搬入するにあたっては、事前に第3廃棄物倉庫を第2種管理区域設定のため 保安規定 を変更申請し、認可を受ける。	否	第42条による。	—
1520	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1520	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、 保安規定 に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	否	第42条に基づく。	—
1520	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1528	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1531	保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1532	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1539	保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1539	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1544	保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1544	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1548	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1548	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1551	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1552	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1555	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1556	当該液体廃棄設備の運用にあたっては、現行の 保安規定 に基づき行うものとする	否	第76条による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1556	使用開始後の廃液処理設備は、 保安規定 に基づき維持管理を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1556	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1559	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1560	当該液体廃棄設備の運用にあたっては、現行の 保安規定 に基づき行うものとする	否	第76条による。	—
1560	使用開始後の廃液処理設備は、 保安規定 に基づき維持管理を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1560	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1563	付属建物第1 廃棄物処理所、付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物第3 廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ト1-1、図ト1-2、及び図ト1-3 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1563	気体廃棄設備(1)～(3)、(5)、(6)、廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)及び焼却設備は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
2006	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2006	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2030	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2030	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2037	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2037	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2040	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
2040	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2044	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2045	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2055	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2056	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2063	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2064	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2074	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2074	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2081	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2082	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2094	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2095	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2101	保安規定 に基づき以下に示す手順により検査のみを行う	否	第7章 施設管理による。	—
2103	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2103	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2106	保安規定 に基づき工事計画を策定する	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
2107	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、 保安規定 （第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	否	第75条の3による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
2107	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
2111	保安秤量器（成型工場9）、（ウラン管理3）、（ウラン管理4）は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
2111	既設の緊急対策設備（1）、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
3120	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：繰り返し分	済
3273	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：ローター回収	済
3455	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を超えない運用をする。（ 保安規定 ）	要	第3図（3）に反映する。 組立工場：マガジン架台部	済
3456	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を超えない運用をする。（ 保安規定 ）	要	第3図（3）に反映する。 組立工場：マガジン架台部	済
3464	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を超えない運用をする。（ 保安規定 ）	要	第3図（3）に反映する。 組立工場：マガジン架台	済
3497	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（1）に反映する。 転換工場：大型粉末容器用台車	済

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
3500	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（1）に反映する。 転換工場：SUS容器用台車	済
3501	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（1）に反映する。 転換工場：SUS容器用台車	済
3507	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（1）に反映する。 転換工場：金属容器用台車	済
3511	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：金属容器用台車	済
3528	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：ポート運搬台車	済
3536	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：ポート（焼結）用台車	済
3537	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：ポート（焼結）用台車	済
3540	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：金属容器用台車	済
3544	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：仕上がりペレット貯蔵棚用台車	済

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
3545	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：ペレットトレイ用台車	済
3547	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを 保安規定 に定める。	要	第3図（2）に反映する。 成型工場：金属缶用台車	済
4825	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	済
4834	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	済
4856	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
4859	台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3. 内部溢水に反映する。	済
4860	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを 保安規定 に記載する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
4885	使用施設との共用については、 保安規定 に規定する。	要	第75条の2第7項に反映する。	済
4916	シリンダ洗浄棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを 保安規定 に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	要	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 ウランを取り扱わないことについては、添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	済
4916	第1廃棄物処理所前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを 保安規定 に定める。	要	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 ウランを取り扱わないことについては、添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	済
4924	貯蔵容器数については 保安規定 で管理する。	否	第4図（3）に規定している。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
5335	核的制限値を質量で担保する機器にウランを挿入する際は、 保安規定 に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する。	否	第35条（1）及び別表第16に規定している。	—
5368	①複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（ 保安規定 ）	否	第35条に規定している。	—
5368	質量の核的制限値を有する機器にウラン粉末、ウラン溶液を挿入する際は、 保安規定 に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する。	否	第35条（1）及び別表第16に規定している。	—
5368	なお、ペレット1個又はペレットを収納したサンプル容器1個を保安秤量器で取り扱うが、ウラン質量が14.8kgU以下であることは自明であるため、 保安規定 に基づく操作記録による核的制限値の管理対象から除外する。	否	従来より対象としていない。	—
5389	単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できる剛構造物を設置しない固定機器に対しては離隔管理線を設定し、固定することが困難な機器はこの線を越えて固定機器に接近しないように作業員が管理する。なお、この管理は 保安規定 で管理する。	要	第3図に反映する。	済
5389	マガジン架台部と運搬台車に供給する圧縮空気供給の切替え操作（弁操作）は、 保安規定 に基づく操作記録により管理する。	否	第31条及び別表第16に規定している。	—
5390	固定することが困難な機器と固定機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、固定機器に対する固定することが困難な機器は 保安規定 に規定された使用エリア内でのみ使用する管理とするため、単一ユニット相互間の必要離隔距離を逸脱する恐れはない。	否	第3図に規定している。	—
5390	固定することが困難な機器と固定機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、固定機器に対する固定することが困難な機器は 保安規定 に規定された使用エリア内でのみ使用する管理とするため、単一ユニット相互間の必要離隔距離を逸脱する恐れはない。	否	第3図に規定している。	—
5651	オイルパン及び遮熱板については、 保安規定 及び社内管理要領により適切に管理する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災（標準書の整備）に反映する。	済
5674	水素ガスの供給開始時は、ロータリーキルン内を窒素ガスでパッキングして漏えいのないことを確認後、水素ガスを供給する。（ 保安規定 ）	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
5674	常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（ 保安規定 ）	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
5674	常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（ 保安規定 ）	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
5674	常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（ 保安規定 ）	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
5675	運転中は扉を開けないことにより空気の混入を防止する。（ 保安規定 ）	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
5874	添説設4-1-1 表に示す設備・機器については、設備・機器に取り付けたワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。この管理について 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
5874	マガジン {471} は、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には、マガジン架台 {473}、マガジン架台部 {476} に積載する。この管理について 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
5875	マガジン架台部 {476} は、移動可能な設計としている。竜巻警報発報時及び夜間休日不在時にはボルトで固定する。この管理について 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
5955	このスクラバの循環水が停止（循環ポンプ停止）した場合、排気中に含まれるウランの除去機能が損なわれることから、スクラバの循環水が停止（循環ポンプ停止）した場合、警報（添説設6-4 図のA 部）を発生し、運転員に乾燥機の運転停止動作を促す。この対応は 保安規定 で順守する。	否	第38条第2項に規定している。	—
5962	機器内部の負圧を9.8Pa以上で維持管理することについては 保安規定 で規定する。	要	第36条第3項に反映する。	済
6002	今回申請する槽において、液位高警報発報時に運転員が液位高警報を確認後、速やかに送液元のポンプを停止することは 保安規定 に規定する。	要	第76条第2項に反映する。	済
6003	液量を管理する。（ 保安規定 ）	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3. 内部溢水に反映する。	済
6003	操業中は作業員が閉ループ内の水量を漏えいが起こさない水量に管理する。冷却水、洗浄水の水量管理については、 保安規定 で規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3. 内部溢水に反映する。	済

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
6023	複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定）	要	第31条1項(3)を設け反映する。	済
6025	複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定）	要	第31条1項(3)を設け反映する。	済
6032	HFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部には閉止弁を設置し、B-DBA事象発生時はこれを運転員複数名が閉止する。この作業に関わる具体的な体制については保安規定に記載する。	否	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」に規定している。	—
6034	台車の操作については保安規定で規定する。	否	第35条(3)に規定している。	—
6149	重大事故に至るおそれがある事故への対処については、事業許可の方針を元に、保安規定に規定し、必要な資機材、対応要領、要員を整備し、教育訓練を実施している（今後、建物・設備の改造を反映）が、スクラバが機能しないことから、設備・建物による閉じ込め（UF6 シリンダ、コールドトラップ、コールドトラップ（小）（1次閉じ込め）、蒸発器（2次閉じ込め）、防護カバー（3次閉じ込め）、転換工場（4次閉じ込め）により対処する。	否	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」に規定している。	—
6151	重大事故に至るおそれがある事故の際、保安規定に定められた手順により、転換工場の気体廃棄設備は一斉に停止され、逆流防止ダンパは閉止されるため、UF6の漏洩は停止する。	否	第113条に規定している。	—
6158	表に示すソフト対策管理を実施することにより、有意な核燃料物質が混入しないことを管理する。これらの対策については保安規定に規定する。	要	第76条第3項に反映する。	済
6166	排出基準値以下の排水については、保安規定に規定する。	否	第76条及び別表第14に規定している。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
103	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
104	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
814	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1 参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
814	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、 保安規定 に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	否	第42条に基づく。	—
815	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
824	今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2 参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
824	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
829	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
830	工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
830	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
837	付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
837	スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第3 核燃料倉庫）、ペレット貯蔵棚、棚搬入コンベア、洗浄残渣乾燥機、回転混合機（金属容器（粉末）混合）、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1046	大型粉末容器 員数72基 但し、 保安規定 に基づき使用数量を60 基とする。	要	別表第2の大型粉末容器の員数に反映する。	済
1170	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1170	第2種管理区域内での工事において、不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、 保安規定 （第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	否	第75条の3による。	—
1171	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1182	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1183	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1187	排水貯留池は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ト1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1187	気体廃棄設備（4）、廃液処理設備（3）、保管廃棄設備（液体廃棄物の廃棄設備）、焼却設備、固体廃棄物処理設備、除染設備、保管廃棄設備（固体廃棄物の廃棄設備）は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1544	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1545	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1549	エアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ、モニタリングポスト、放射能測定装置（ α 、 β 線用）及び気象観測装置は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1589	今回申請の消火設備防火水槽(3)及び(4)に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り1-2-1参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1589	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1594	今回申請の消火設備可搬消防ポンプに係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図り1-3-1～2参照）により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1594	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1598	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1599	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1607	今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備に係る工事は、 保安規定 に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	否	保安規定に基づき工事計画を策定している。（第60条の7第4項第3号）	—
1607	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1612	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1615	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1615	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1619	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1619	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1624	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1624	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1627	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1627	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1632	今回申請の設備・機器については、変更がないため、 保安規定 に基づき以下に示す手順により検査のみを行う（図リ2-7、図リ2-8 参照）。	否	第7章 施設管理による。	—
1634	今回申請の設備・機器については、 保安規定 に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1634	保安規定 第67条（計画停電時の措置）に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。	否	第67条による。	—
1634	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び 保安規定 に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	否	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	—
1639	空シリンダ置場は、空シリンダを保管しており、施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1639	無停電電源装置は、I-2 の検査で適合を確認した後、図リ2-2 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
1639	工業用水、水道水の配管に設置（新設）する溢水源供給停止設備（手動）の工業用水遮断弁（手動）及び水道水遮断弁（手動）、並びに新設する溢水源供給停止設備（自動）の工業用水遮断弁（自動）、水道水遮断弁（自動）は、I-2 の検査で適合を確認した後、使用を開始し、図リ2-5 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1639	保安秤量器（シリンダ1）～（シリンダ3）、保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7）、UF6 シリンダ秤量器及び保安秤量器（分析1）、（分析2）は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1639	改造する非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機（屋外ケーブル系統））は、I-2 の検査で適合を確認した後、図リ2-9 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
1639	既設の緊急対策設備（1）、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は 保安規定 により行う。	否	第7章 施設管理による。	—
2819	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	済
2822	構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風（台風）、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けないよう事象発生時には屋外では使用しない運用とするため評価対象外とした（ 保安規定 に規定）。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
2826	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	済
2827	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを 保安規定 に定める。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	済
2832	構内運搬車による搬送時には、外部火災源としてのA 重油用タンクローリ、液化アンモニアローリの経路への侵入を制限する（ 保安規定 に規定）ため、評価対象から除いた。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.2 外部火災に反映する。	済
2837	立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。第3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫は、鉄筋コンクリート造、及び鉄扉等の堅牢な障壁を有し、管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。なお、空シリンダ置場については、管理区域への出入管理を施錠により行う。また核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。さらに空シリンダ置場に空シリンダを保管する場合は、関係のない人との接触を避けるために、フェンスとの間に距離をおいて置くように管理する。この管理方法については、 保安規定 で規定する。	要	第2図（2）の「空シリンダ置場」に記載する。	済
2847	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを 保安規定 に規定する	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
2853	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを 保安規定 に記載する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	済
2876	サーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用）及び除染用具については、 保安規定 で当該施設の整備及び管理を規定する。	要	別表第20に反映する。	済
2877	相対するエリアモニタが同時検知した場合は防災組織活動に加え、入構者の退避を実施する。警報表示/吹鳴時の対応については 保安規定 に定める。	否	第10章非常時の措置に規定している。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
2878	ハンドフットモニタでは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）に定める第1種管理区域内から退出する者の表面密度限度（アルファ線を放出する放射性物質の場合、0.4Bq/cm ² ）以下に警報を設定する。警報セット値は、法による警報設定値に余裕をみて0.3Bq/cm ² 以下とする。なお、警報表示/吹鳴時の除染措置については、 保安規定 に定める。	要	第47条第1項に（3）号を設け反映する。	済
2878	加工棟成型工場における被ばく監視及び管理のための退出管理は、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタを使用する。このことを 保安規定 に規定する。	要	第47条第1項（2）号に反映する。	済
2878	ダストモニタが排気中濃度を連続監視し、警報設定値に達した当日以降の3ヶ月間、放射性物質の放出を抑制すれば、上記の法に定める3ヶ月間の平均濃度以下になるよう警報を設定し、ダストモニタの計数効率、バックグラウンド値を踏まえて算出した9cps以下に警報を設定する。なお、警報表示/吹鳴時の防災組織活動については、 保安規定 に定める。	否	第80条に規定している。	—
2880	モニタリングポストでは、ガンマ線の線量率が1μSv/h及び5μSv/hに達した時点で、適切な通報並びに防災組織活動による収束活動を実施できるように警報を設定する。なお、警報表示/吹鳴時の防災組織活動については、 保安規定 に定める。	否	第80条に規定している。	—
2916	原料貯蔵所の粉末輸送容器貯蔵枠に粉末輸送容器を貯蔵する場合は、原料貯蔵所のUF ₆ の最大貯蔵能力を超えないようにするため、図へ設-1（2/2）に記載の通り、シリンダ貯蔵ピットに蓋をしてUF ₆ シリンダの貯蔵はしない（ 保安規定 に規定）。	否	第4図（2）に規定している。	—
2926	荒天（竜巻、台風、雪、雨）時及び降下火砕物観測時には運搬を実施しない（ 保安規定 で規定）。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
2929	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光機等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。（5-9） 保安規定 に規定（「別表第20 防災資機材一覧」の消火用資機材、防護具類、その他器材の欄）している。	否	別表第20に規定している。	—
2929	灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所（2）を更新して貯蔵量上限を9.5kℓから0.75kℓに縮小し、火災の影響を防止する。（9-22） 保安規定 に敷地内の屋外危険物の貯蔵量管理に関する規定を、今後追加する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.2 外部火災に反映する。	済

ページ	項目抽出(「保安規定」検索結果)	反映要否	備考(要否判断、反映先等)	結果
2929	運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とする。(12-1) 表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。(12-3) 保安規定 に規定(第12条)している。	否	第9条に規定している。	—
2929	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。(12-2) 保安規定 に今後規定する。	否	第9条に規定している。	—
2929	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。(18-4) 保安規定 に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の防護具類の欄)している。	否	別表第20に規定している。	—
2929	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。(18-7) 保安規定 に規定(第46条)している。	否	第46条に規定している。	—
2930	除染用として、除染用具を設ける。(18-8) 保安規定 に今後規定する。	要	別表第20に反映する	済
2930	放射線業務従事者に対する線量を管理するため、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第1種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。 放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。(18-9) 保安規定 に規定(第54条)している。	否	第54条に規定している。	—
2930	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。(18-10) 保安規定 に規定(「別表第20 防災資機材一覧」の防護具類の欄)している。	否	別表第20に規定している。	—
2930	隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社が所有する、上記と同様の設計のモニタリングポストの測定データを、随時監視できるようにする。(19-3) 保安規定 に今後規定する。	要	第54条第4項に反映する。	済
2930	加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。(22-4) 保安規定 に規定(添付2)している。	否	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3 対策の実施に必要な情報の把握に規定している。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
2930	当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。(22-6) 保安規定に規定（「別表第20 防災資機材一覧」の非常用通信機器の欄）している。	否	別表第20に規定している。	—
2930	夜間及び交流電源喪失を想定した事態対応のための資機材の整備については、保安規定に規定（添付2 及び「別表第20 防災資機材一覧」の放射線計測器、防護具類、通信連絡用器材、非常用通信機器、その他器材の欄）している。 UF6 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとしている。 今後、これら資機材を予備の保管場所を考慮して分散配置することについて、保安規定に規定する。	要	添付2 「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」1.3 資機材の配備に規定している。	済
2931	大規模な損壊に至った場合、加工施設周辺への気体状のUF6 等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行うことについて、保安規定に規定（第113 条、添付2）している。今後、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することについて、保安規定に規定する。	要	散水については、添付2 「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定している。 集塵機等について別表第20に反映する。	済
3084	UF6 シリンダ内のウランの濃縮度及び減速度はUF6 シリンダの受入時に内容物の材料証明書により、核的制限値以下であることを確認する。この核的制限値の確認は保安規定で規定する。	否	第70条及び別表第12に規定している。	—
3089	複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	否	第35条に規定している。	—
3089	添説設1-2表に示す質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値を管理する。	否	第35条（1）及び別表第16に規定している。	—
3096	固定することが困難な機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、保安規定に規定された使用エリア内でのみ使用する管理とするため、単一ユニット相互間の必要離隔距離を逸脱する恐れはない。	否	第3図に規定している。	—

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
3155	原料貯蔵所に設置するシリンダ転倒装置（原料貯蔵所）の変速機に使用する潤滑油については、火災源となりえるので、内包油の全量を溜めるオイルパン及び火炎の影響を与えないよう遮熱板を設置する設計とする。オイルパン及び遮熱板については、 保安規定 及び社内管理要領により適切に管理する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災（標準書の整備）に反映する。	済
3295	添説設4-1-1 表に示す設備・機器については、設備・機器に取り付けたワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。この管理について 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
3296	燃料棒構内運搬車〔589〕は竜巻警報発報時及び夜間休日不在時にはボルトで固定する。この管理について 保安規定 に規定する。	要	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	済
3366	複数の運転員により試薬投入量を確認する。（ 保安規定 ） UF4 等粉末を含むウラン溶液に対して、反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入することにより、液体状のウランを確実に固形化処理することにより、液体状ウランの流出を防止する。	要	第31条1項(3)を設け反映する。	済
3366	複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する。（ 保安規定 ） UF4 等粉末を含むウラン溶液と水酸化ナトリウムの化学反応によるウランの沈殿形成完了をpHで確認することにより、液体状ウランの流出を防止する。	要	第31条1項(3)を設け反映する。	済
3366	複数の運転員により遠心分離機への通液系統を確認する。（ 保安規定 ） 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)で生成したウラン固形分を含むUF4 スラリは遠心分離機で固液分離し、UF4 等粉末を回収する。	要	第31条1項(3)を設け反映する。	済
3401	添説設8-1 表に示す核燃料物質の混入防止対策を 保安規定 に定めて実施すること、	要	第76条第3項に反映する。	済
3411	廃液処理設備(3)においてウランの除去を行った廃液は、〔737〕集水槽（チェック）で、また手洗い水等の廃液は、〔745〕廃液貯槽（チェック）で排出基準値以下であることを確認した後、〔776〕排水貯留池に排水する。排出基準値以下であることを確認してから排水する旨は、 保安規定 で規定する。	要	第76条第2項に反映する。	済
3411	排水貯留池の片側を空の状態に運用する旨は、 保安規定 で規定する。	要	第76条第2項に反映する。	済

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	反映要否	備考（要否判断、反映先等）	結果
3432	事業許可中の記載事項に対して、ハード設計に展開すべき基本設計方針事項、 保安規定 に反映すべき記載（ソフト対応）事項を抽出し、それぞれ該当部を以下の通りマーキングしてチェックを実施した。	否	—	—
3432	: 保安規定 に反映すべき記載（ソフト対応）事項	否	—	—
3432	⑤ 保安規定 に反映すべき記載（ソフト対応）事項以外の管理方法に係る記載事項	否	—	—
3432	今回、以下の部分については、従来、 保安規定 の要求と考えていたが、ハード設計としての設工認に記載すべきと見直すことが必要と判断した。（抽出部分を添付1に示す。）	否	—	—
3432	個人被ばく管理用の個人線量測定器、可搬式の測定器であるサーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用）、中性子線測定用可搬式測定器、空間放射線積算線量計、可搬式ダスト測定関連機器、及び可搬式放射性ヨウ素測定関連機器は、人による管理要素が大きいことから、従来通り 保安規定 で当該施設の整備及び管理を規定する。	否	—	—
3436	従来は 保安規定 要求とを考えていたが今回、ハード設計として設工認展開が必要と判断	否	—	—
3437	従来は 保安規定 要求とを考えていたが今回、ハード設計として設工認展開が必要と判断	否	—	—
3437	従来は 保安規定 要求とを考えていたが今回、放射能測定装置（ α 、 β 線用）についてはハード設計として設工認展開が必要と判断	否	—	—
3438	これらは人による管理要素が大きいことから従来通り 保安規定 で規定する。	否	—	—